

平成 21 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社キムラタン
代表者名 取締役社長 浅川岳彦
(コード番号 8107 大証第 1 部)
問合せ先 取 締 役 木村裕輔
(電話 078-306-0801)

社債の償還期日再延長に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 22 日付で、社債権者との間で社債の償還期日再延長に関する契約を締結いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 社債の償還期日延長の概要

平成 20 年 12 月 22 日付公表の「資金の借入れ及び社債の償還期日延長に関するお知らせ」に記載のとおり、当社が平成 17 年 12 月 21 日に発行いたしました社債（以下、「本社債」といいます。）につきまして、変更後の償還期日は平成 21 年 12 月 22 日でありました。また、平成 21 年 3 月末日における本社債の残高は、1 億 60 百万円となっております。

この度、当社及び社債権者（DKR O a s i s 社）は協議を重ねた結果、本社債の償還期日を再度延長し平成 21 年 6 月 22 日とするとともに、月次償還のスケジュール及び金額についても変更することで合意し、変更契約を締結することとなりました。

2. 本社債の償還期日延長に至る経緯

前掲の「資金の借入れ及び社債の償還期日延長に関するお知らせ」に記載のとおり、平成 20 年 12 月 22 日付の本社債の変更契約の内容は、①同日付 1 億円の償還実行、②償還期日を延長し平成 21 年 12 月 22 日とする、③その間の月次償還の実行、というものでありました。

当社は上記変更契約に基づき月次の償還を実行し、平成 21 年 3 月末日における本社債の残高は 1 億 60 百万円となっております。

他方で、当社が平成 21 年 5 月 1 日に公表いたしました「「2009 年度経営方針」策定のお知らせ」においても記載のとおり、昨今の経済情勢の悪化は、アパレル市場にも深刻な影響を与え、このような厳しい経営環境は今後も続くものと予想されます。当社は、そうした中で生き残りを賭け、再建を果たしていくために、改めて経営戦略の見直しと、数値目標の修正を行いました。

当社は、2009 年度（平成 22 年 3 月期）は、「黒字化・資金的自立の年」と位置づけ、売上高は前年同期より減少の 47 億 10 百万円を見込むものの、商品・販売・経営基盤の面において戦略方針をより明確にかつ具体的にし、また、徹底したコストの圧縮に取り組み、営業利益 60 百万円、営業キャッシュ・フロー 1 億 60 百万円を目標とし、現在、全社を挙げて達成に向け取り組んでいるところであります。

しかしながら、前掲のとおり、平成 21 年 3 月末日における本社債の残高は 1 億 60 百万円であり、また、従業員からの借入れを除く短期借入金の残高は 2 億 7 百万円で、合計 3 億 67 百万円となります。

向こう 1 年間で見込まれる当社のキャッシュ・フローの状況を鑑みると、これらの有利子負債の負担は過大なものであり、当社は、この解決が財務上の最重要課題であるとの認識に立ち、債権者との協議を重ねてまいりました。

その結果、この度、本社債につきましては、償還期日を半年間延長し、月次の償還についても変更するこ

とで合意し、変更契約を締結するに至ったものであります。

3. 本社債の変更契約の内容について

本社債の償還期日を平成 22 年 6 月 22 日に延長し、月次の償還スケジュール及び金額については、後記「(3) 変更後の償還方法」に記載のとおりに変更することとなりました。

(1) 償還期日の変更

変更前	変更後
最終期日を平成 21 年 12 月 22 日とし、平成 20 年 12 月 22 日以降最終期日まで、毎月 22 日を期日として月次償還を行う	最終期日を平成 22 年 6 月 22 日とし、平成 20 年 12 月 22 日以降平成 21 年 5 月 22 日まで月次償還を行い、残額については平成 22 年 4 月 22 日以降最終期日までに償還を行う

(2) 変更契約の締結日

当社は、平成 21 年 5 月 22 日付で本社債の社債権者である、DKR O a s i s 社との間で、本社債に関する変更契約を締結いたしました。

(3) 変更後の償還方法

償還期日	金額
平成 20 年 12 月 22 日	1 億円
平成 21 年 1 月 22 日から平成 21 年 5 月 22 日までの毎月 22 日	毎月 10 百万円
平成 22 年 4 月 22 日	40 百万円
平成 22 年 5 月 22 日	50 百万円
平成 22 年 6 月 22 日	40 百万円

(4) 手数料

償還期日延長の手数料として、平成 20 年 12 月 22 日に 15 百万円を、平成 22 年 4 月 22 日に 18 百万円を本社債の社債権者に支払うこととなっております。

(5) 新株予約権の行使により資金調達を行った場合の償還スケジュール前倒しについて

当社が平成 21 年 2 月 20 日に発行いたしました第 7 回新株予約権につきましては、平成 21 年 4 月 30 日現在における予約権個数は 89 個（発行個数は 96 個）、行使価額の総額は 4 億 22 百万円であります。また、本新株予約権の割当先は、当初の目的・趣旨にしたがって、今後も引き続き行使を行う意向であることを確認しております。

本新株予約権の行使により資金を調達した場合、上記スケジュールを前倒しして本社債の償還に充当することといたします。

以上